

避難所トイレ確保方針

令和 7 年 3 月

仙台市

第 1 章 現状と課題

1. 本方針の位置づけ

本市では、宮城県沖地震を想定し、平成 22 年度時点で指定避難所に 5 基の仮設トイレ組立式を配備（合計 970 基）するとともに、環境事業所に 10 万枚の携帯トイレを備蓄するほか、民間事業者との間で仮設トイレのレンタルに係る協定を締結していた。しかし、東日本大震災においては、避難者数が想定を超えたこと等により、避難者等からは、衛生状態の悪化に対する懸念とともに、仮設トイレ組立式の設置に苦慮している声が寄せられた。

本方針は、こうした東日本大震災での教訓と平成 28 年 4 月内閣府作成「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）及び令和 3 年 3 月国土交通省作成「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン 2021 年版」を踏まえ、指定避難所におけるトイレ確保の基本的な事項を記載するものであり、「仙台市地域防災計画」に定めるトイレ確保に関する事項を補完するものである。

2. 現状

現在、指定避難所におけるトイレは仮設トイレ組立式（備蓄）、携帯トイレ（備蓄）及びレンタルトイレ（協定により民間から発災後提供）の 3 種類により対応している。

表 1 本市における災害用トイレの現状

災害用トイレ	備蓄量等	備考
携帯トイレ	約 17 万枚	指定避難所、補助避難所、環境事業所に分散して備蓄している。
仮設トイレ組立式	975 基	指定避難所に 5 基備蓄している。
レンタルトイレ	855 基（協定に基づく基数）	全量配備されるのは概ね 3 日目になる見込み。

3. 課題

本市の指定避難所のトイレについて、下記の 2 点が主な課題となっている。

（1）トイレの不足

- ガイドラインでは災害発生当初で避難者約 50 人当たり 1 基が望ましいとされており、本市の想定最大避難者 106,000 人を踏まえると約 2,100 基のトイレが必要となるが、指定避難所に備蓄している仮設トイレ組立式は 975 基であり、最大で約 1,100 基のトイレが不足する状況である。
- 携帯トイレは、仮設トイレ組立式を組み立てるまでの補助的なトイレという扱いであり、備蓄も仮設トイレ組立式の不足を充足するには枚数が足りておらず※、レンタルトイレも、協定で定められた基数が揃うのは発災後 3 日目と想定されており、特に発災直後から 3 日間のトイレの不足が課題である。

※既存の便器を活用するため、基数は十分確保されているが、袋の備蓄が足りない。

(2) 衛生面

- 既存の仮設トイレ組立式よりも設置しやすく、かつ臭気が少ない衛生的なトイレの整備が求められている。
- 指定避難所のトイレが不衛生な場合、トイレの使用をためらうことで、水分や食品摂取を抑えることにつながり、健康障害を引き起こすおそれが生じることにもつながることから避難生活における衛生的なトイレの整備が課題である。

第2章 基本的な考え方

1. 指定避難所におけるトイレ確保の基本方針

- (1) 災害時におけるトイレの確保及び管理は、自宅のトイレが使用できない被災者の命と健康を支えるために重要であることから、指定避難所に衛生的に使用できるトイレを速やかに必要な数を確保できるよう整備を進める。
- (2) 災害発生時は、指定避難所の既存のトイレが使用可能な場合はそれを使用するというを前提としつつ、道路や下水管の破損など様々な不測の事態が発生することが想定されるため、様々な事態に対応できるよう、指定避難所のトイレは複数の災害用トイレを組み合わせで整備する。
- (3) 災害時に利用されるトイレには長所と短所があることを考慮し、多様なトイレを合理的な形で組合せることで適切なトイレ確保を目指す。

2. 避難所トイレの種類

本市においては、以下の4種のトイレの組み合わせにより、避難所トイレを確保していくこととする。

表2 災害用トイレの特徴等

災害用トイレ	特徴	留意点
携帯トイレ  ※便座を覆っている袋	● 発災直後に断水、停電、排水不可の状況であっても備蓄されていればすぐに使用が可能 ● 屋内のトイレ室を活用して使用することができるため、基本的には新たなスペースが不要	● 排泄場所の確保が必要 ● 排泄後の処理や臭気対策が必要
仮設トイレ組立式 	● 発災直後から組み立てて利用可能 ※現在は1指定避難所当たり、洋式3基、和式2基を備蓄しているが、和式については、洋式アタッチメントの配備や洋式への入替を進めていく予定	● 組立方法等の訓練が必要
レンタルトイレ 	● 繰り返し使用や輸送に耐えうるよう堅牢な造りのものが多い ● 日常的に建設現場やイベント等で利用されており、馴染み深い	● 調達までに時間を要する場合がある ● 便器下に便槽を備えているため、入口に段差がある

マンホールトイレ (本市未導入) 	● 備蓄が容易で、日常使用している水洗トイレに近い環境を迅速に確保できる ● し尿を下水道管路に流下させることができるため衛生的であり、臭気が軽減される ● 入口の段差を最小限にすることができるため、要配慮者が使用しやすい	● 鉄蓋の開閉方法、トイレ室の組立方法等の訓練が必要 ● 放流先の下水道施設の被災状況により使用できない場合がある ● 継続して使用するには、水の供給が必要となる
---	---	---

※写真はガイドライン及び横浜市 HP より引用

3. トイレ不足の解消

- (1) ガイドラインに基づき、発災時には約 50 人あたり 1 基、避難が長期化する場合は約 20 人あたり 1 基の確保を目指す。(※)
- (2) 発災時から発災後 72 時間までの間は支援物資ではなく市内に備蓄してあるトイレで対応することを原則とする。
- (3) 令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 か年で携帯トイレの追加備蓄を集中的に進め、発災直後のトイレ不足の解消を図る。

4. 衛生面の改善

避難所トイレの衛生面の改善については、通常のトイレの感覚に近く衛生的であり、災害時に速やかに使用できる等のメリットがあるマンホールトイレが有効であることから、指定避難所にマンホールトイレを新たに整備していくこととする。

5. その他

- (1) 当面は上記の 4 種類の避難所トイレを活用していくが、今後の新たな知見も踏まえながら、他の避難所トイレについても、引き続き、研究していく。
- (2) 携帯トイレについては、指定避難所等での公的備蓄を進めていくとともに、各家庭・企業での備蓄を市民・企業に呼び掛けていく。

※ ガイドラインのトイレの基数は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や「スフィア・プロジェクト人道憲章と人道対応に関する最低基準」等を踏まえ決められたものである。

第3章 各避難所トイレ整備規模と備蓄方法等

避難所トイレの不足については、既存の仮設トイレ組立式とレンタルトイレの活用に加え、携帯トイレの追加備蓄とマンホールトイレの新設で解消していくが、まずは携帯トイレの追加備蓄を集中的に進めることで、令和9年度までに解消する。また、衛生面の改善として、マンホールトイレの整備を進める。

1. 携帯トイレ

携帯トイレは、他の避難所トイレにより十分な数が確保されるまでの間に利用するものとして配備する。

(1) 配備基準

- 1人当たり1日5枚を消費することを想定し、発災直後のトイレ不足を解消するために必要な枚数を配備する。

(2) 備蓄方法等

- 指定避難所への備蓄を基本とし、必要に応じて集中備蓄するなど、より効率的な備蓄方法についても検討していく。
- 利用場所としては、指定避難所にある既存トイレの活用を基本とする。

2. マンホールトイレ

マンホールトイレは、災害時に速やかに使用できる衛生的なトイレの確保のため整備していく。

(1) 整備基準

- 2030年の推計人口の多い指定避難所（小学校区）を優先しつつ、地域の災害の危険度等も勘案しながら整備を進めることとするが、具体の整備先については、区のバランスや地域の実情、大規模修繕のスケジュール、経済性等も考慮しながら決定する。
- 指定避難所1か所あたりの基数は5基を基本とする。
- 避難者の利便性や防犯を考慮し、体育館など避難スペースの近くに設置することを基本とする。
- 可能な限り女性、子ども、高齢者及び障害者に配慮した仕様にするほか、効率的な利用を考慮し、男性用小便器も配備する。

(2) 備蓄方法等

- 上部構造物(上屋・便器等)は指定避難所への備蓄を基本とする。

3. 仮設トイレ組立式

仮設トイレ組立式は、災害時に確実に使用できるトイレとして、現在、配備されている。

(1) 配備基準

- マンホールトイレ未整備の指定避難所については、これまで通り指定避難所1か所あたり5基を備蓄することを基本とするが、マンホールトイレが整備された指

定避難所は、備蓄スペース等を考慮して備蓄数を調整していくこととする。

- 要配慮者の利用を考慮し、洋式化を進めていくこととする。

(2) 備蓄方法等

- マンホールトイレが未整備の指定避難所については、引き続き、指定避難所への備蓄を基本とする。
- マンホールトイレの整備が完了した指定避難所については、仮設トイレ組立式の一部について、地域の実情に応じ、補助避難所での備蓄や集中備蓄を行う。

4. レンタルトイレ

レンタルトイレは、避難所トイレの必要数の確保のため、協定等により確保する。

(1) 配備基準

- マンホールトイレの整備状況に留意しつつ、平時からその配備先を整理しておく。

5. 時間経過に伴う避難所トイレの組み合わせ

★主に使用 ○補助的に使用

災害用トイレの種類	発災～2日間	～2週間	～1か月	～3か月以上
携帯トイレ	★	○		
仮設トイレ組立式	★	★	★	
マンホールトイレ	★	★	★	★
レンタルトイレ(協定)	○	★	★	★

制定

令和7年3月27日 市長決裁